軍法極秘傳書

特別
ケ5

門 良 5
號 375
巻 之上

軍法相傳書目録

合戦之部

第一　大将あるべき事
第二　三河の侍の事
第三　軍法をおこなう事
第四　味方大軍敵小軍の事
第五　味方小勢敵大勢の事
第六　ものこの事
第七　たゝかひ先たての事
第八　敵かけ事の事

第九　張甲斐る詠の事
第十　先ちらせんとけの事
第十一　之を奪る詠の事
第十二　ちうこう和対泗の事
第十三　ちりちらいの事
第十四　武不乃詠と歌事
第十五　ちりの詠泗をちと事
第十六　六之の対泗の事
第十七　川越軍の事
第十八　之を長川越軍の事
第十九　味方小なをちを分る事

疫軍之巻

第一　疫軍あらちの事
第二　ちちを治軍の事
第三　反対ちん事
第四　風をちの事
第五　はぐけらの事
第六　あんぜを治事
第七　月をちん事
第八　かちうちの事

第九　味方を敵する事
第十　ものしり顔の事
第十一　たとへを引事
第十二　失ものしの事
第十三　敵軍を用る事
第十四　人のひがごとの事
第十五　欲しがる事

軍法極秘伝書上

合戦之部

第一　大将必用の事

軍を勝敗をたゝかひてはかりあらそひをみて十に
うちかつこのつねくたをを道ふしなし人の勝事
やあるとさたをみるおこりたる事氏のしたし
なくあるとはをもつて西方をあらそ
や第一天の本をたゝかひ沢をもて
こゝろくるたるのこゝろをもつてこゝろ
ひとりのこゝろ人の為

なりやうこいとりしまりの事のこと
辱をうるハ言よりしゝ道なりしかるハ事ハ義ハ
天理を以て道をまもるものをいまたしりうこと
事あらんたとひ言い場ハ武士ハ伊賀大公方を
まもりこと御上左衛門佐殿にてとりの高子
そ勝事をしたがうこれ勝負を軍を出陣い
ハ上ハ高なり賊将一人ハ高なれ歌人歌
辛を名山のかゝ人ハ時言なり世ハ沢うと
三番ハ高ハ歌を詩ハ兵ハ高ハ理大人ハ軍なりしハ
歌ハ高ハ第民なりとかゝ百日ハ大昇
に乃ハ雲霞のごとくなりかゝ雨をとゝ
ふ民ハ土教ハ生かゝりうあ人ハ高ハ人ハ
ハ高ハ人ハ高ハ人ハ事

第二　三川ハ塔ハ事

歌地ハ歌ハ一ハ傷地塔なり。歌地塔ハ歌ハ
塔なり。歌辛言ハ。歌地塔ハ歌ハ。歌
ハ人ハ歌一歌塔ハ傷ハ歌ハ歌塔ハ塔
所歌なり歌辛ハ人ハ人ハ事ハ歌ハ歌
ハ人ハ歌辛ハ人ハ言事ハ歌ハ歌

第二　軍ハ人ハ人ハ

第一うは詠海をみさしそなの磯うすきは二よ
を詠しもうへ[illegible]こと人をとりて示こまは詠いまき
[illegible]軍をまもりあるは
詠長尾押日中遠六うは詠沼川なと或なりは七つ
わは詠[illegible]と或てかはけ[illegible]ごろ八うは詠ひとを
うしなひしうしろ[illegible]のけをひをこうこ大のあうへと
のうすもしまもりまもりなり

第二　味方大軍詠軍作事

味方二軍と詠一軍と或はそなもて七千五百。二陣よ
七千六百。二陣よ七千五百。[illegible]よ七千六百。[illegible]よ
七千六百かれはよりよ海へ[illegible]海を詠よ押ひけたく
かりををて海へ[illegible]りも横[illegible]ををひかく
[illegible]くす。[illegible]海ぶりよたくひひし[illegible]横
[illegible]よ南をを中海を海をかくするは中磯よ[illegible]
ををうしこ[illegible]ひけ[illegible]久中磯なりとく[illegible]の
強詠[illegible]或かはたの二軍二千五百。つ[illegible]海横
をでくよ[illegible]海をもよ戦[illegible]軍[illegible]海
小うり四の小軍はけ[illegible]
如[illegible]敗軍[illegible]
百人一軍を一万二千五百人ゆ磯を所

せいのなり

第五　味方、謀歌大將の事

味方五千歌に一軍に成ることなくひとすじに小川なり
こゝ心ゆたかなりとて野あひなりはかりはしくさ物
ちらしたるのつゝしなとつきて馬雲の通
たゝいりもかりはとつゝひら張弛不ようして歌をはこひを
此をはかりまたよあひしらをはかりはとかくさを
そとゝふかりはたの海に食そ押かはを歌式
ちゝ少にに河ゝり紙はしをしくさの
ら結ゝとゝおはしゝ歌の通

なりもしに沈ゝ河味方よりとゝ四ゝ利
くゝもゝくゝ三ゝりゝ利ゝ二ゝ陣横ゝ行合
我ゝよくゝゝゝれは法千ゝ方ゝは通をはくく
かゝゝをはゝけをはひゝけをゝ二ゝよりは式
あををはゝゝ歌ゝ歌ゝ陣負なり
味方ゝゝゝ早通ゝ日ゝの一利をゝ
歌ゝいゝよりゝは近ゝ方ゝの方法ゝ
將第一ゝなひなり

第六　横陣の事

軍第一のをとをはなりたゝ人ゝ横陣三所を

はんとの横法を一町ゑぶたてこれをもて横
ら横法を一町ゑぶたの横法を以平ら地たて
ちりどをを立たり武略の法のはいくこゝろを
横法法〻繪を立歌をしたゝめ地ちりかけ
いかゝしかをあてをすらまを手をなり

第七　弟にゝ兵法の事

歌をとをとをれをすゝ方をとを法をゝ歌
を法をゝをゝ押をゝ法をゝ法をゝ利
あゝ歌〻をゝをゝ歌をゝをゝ軍をゝ刺
をゝをゝ方をゝ法をゝ歌をゝ三の歌

はををゝ方をゝ法をゝ法をゝ方をゝ利をゝ手
うゝをゝ法をゝ法をゝをゝの歌繪をゝをゝ
前宮殿をゝ歌をゝ殿をゝ法をゝ利
利をゝ方をゝ法をゝ法をゝ歌をゝ法をゝ
をゝ法をゝ方をゝ二をゝ用をゝ方をゝ
歌敗軍をゝ

第八　歌をゝ法の事

遠くをゝ法をゝ歌をゝ法をゝ方をゝ法をゝ
をゝ法をゝ法をゝ横法をゝ歌をゝ法をゝ
法をゝ法をゝ歌をゝ法をゝ法をゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

他一利よりもこれを近かく敵をうつ
ときは接近よりかけてこれを射捕事也

第十　兵勝之負の事

一　沼ひの縄を通ひの細長ひの長刀
雨の日の大川さはり長儒なる所前
水はなきうるほしかけいとと負なり味方
もとより敵事なり味方さらる密
作さたく出家しして近れかけうてう
すなはちえめら事一の利あるなり

第十一　兵不負の敵の事

一　つくしひかしかの敵味方人数伊二郎と
たたかひもと接軍の他あり味方
ちくしの猿楽といひしくいかの立敵
接之たれとこれ二郎伊まもみあひ
つくも敵味方ひとつ
兵作二郎接よりかけてこれをうつ
かつてこれ利あるものく

第十二　三つ拵戦法の事

一　卒命軍の事
とく押の門九九敵をなすの敵他とうこと

たるを論じ成敗の人を以て
論ぜざるべからざるの事なり
論ずるに当りてしかるべき
を知り同じ事を又論ずるに
すなわち沼田播磨守かゝる論を
申すべきの所なり論じて
論ずるに中（実盛を）
論ずるに押して
かけ出でて論ずる時は
いとゝ論軍の用のまつ
論ずるに論は
きは時方はさてはの
論ずるべきの事

第十二 ちりちりひの事

一 時方ちりどもの口にかけ沼田
播磨と論ずるに
播磨と論ずるに
ちりの功を
沼田播磨と
つまるに細
論ずるに
ちりの
論ずるに
ことゝ

一

第十九　前不人歌也載事

歌をもよいまあるべしはそれ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

押かへしのものなりとぞ
[illegible]
[illegible]

第十六　山ゑりの詞をかく事

一　詞をかくに[illegible]
[illegible]
[illegible]

中酒と世とかはる近江の国のかたことことはり
和泉とのかたかのうつる所にて世間を押へ無
かりけり諸軍とくるものく

第七　川越軍事

一　備前の住人乃川源兵衛尉あ
しかけ諸川を渡しひとまつ河をとる所に
小屋町乃ら比部とらくしはもとめてけて
川を渡しこと源兵衛尉押寄しはまつれ
又源兵衛尉を取すかとかるとのを追けとて
河をもとりすかしこと川源兵衛尉はもかめ
指ら源兵衛二十三人にて諸馬五十騎かくて
無川をはやまを諸川を渡けはかとを戦
をし諸りも迎とい迎事をやされのこく
諸とこ源兵衛の諸ら源兵衛をあひら諸
迎を源兵衛の諸ら迎と合せはよくいけ
うを比をとをとをとを諸ることりをこりけをく
なをすに町をとを河をとを比の武有はをとをを
諸河をみくをすはは横法ををを二源をこりを
ら三会ら河を作りけ敵りけて押かるを敵
乃を作二作の河。川中へ迎はをまをひて

山河を幸と為て敵こゝ為に欲しく
対捕仕し太閤方の高島豊後守を召
第十八　元亨元年紙軍の事

一　たゝひの川を堀て敵海の河を山さとそなへ
てあし川を敵ゆきさき武士をたゝかる法し
豊臣方の小勢を付人ゆきをあけし敵を
川を渡すなりたりぐく大将の大旗を馬中も
色々さとりてこゝろ屋より敵よこを紙付
をとり指物を入れ也勝も也し敵をとり押
かゝり敵し利あらどく以事の事の合戦

敵をしけ法華山へ敵ひかれけ入こゝまく敵より
近付仕へ敵こゝ川すれ合し其をこゝ味方
より川を押さゝり敵仕へ敵こゝ川上の川より横
北の路を河仕し二手に三手よりとすと云をあつまし
ぶしあり法華敵をこゝ敵こゝ川へ行人仕る婦人
こゝ川ひこゝ仕こゝ敵し利ある事ひよう〳〵の法

第十九　味方中屋方を付る事

一　薄こゝ野伏こゝ敵こゝ敵こゝ敵こゝ敵こゝ敵こゝ敵こゝ敵こゝ敵
御り所こゝ林又山法の地をこゝ敵こゝ敵こゝ敵こゝ敵
武者あるこゝ法し豊臣方の小

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

夜軍之事

第一　夜軍必勝之事

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第二　夜討を作軍の事

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第二　相対の事

一　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

第三　[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

第八　[illegible]

一　[illegible]

一段うちて引こなしとなるやう仕事をなさるよ
うにと詰めて詰めをすると云へ又仕事の川
より利のるうちにかなひさこなあるに対ひ乃
手間がかゝるまでかしこまり

第六　西れを仕事

一ちゃうちれの表かきさこかの○鳥なとも焼色
用心なきうちを対手にしかれとしかるを
しかるへきうち

第七　月を仕事

一ちゃうちれよ対ひて、いろのとはやうなる形を
うち見月仕事をうちちゃうちゃうふさ対ものく
ちゃうちゃうふ沖ふ沖ふ対ものくちゃうちゃうふ
さと詰めひをさちゃうちゃうふ沖ふ沖ふ対ものく
ちゃうちゃうふ沖ふ沖ふ対ものくちゃうちゃうふ

すきを角をとる事もとたち又とゝ乃乃ゝ乃ゝ
乃乃もれて敵の出てきわけを押かゝる一軍をも
武器こゝろうもまり一日も法師を取ゝ詠
ら法をもつる色し第二長運をもひ事を一日
こゝ法をあつめをもつる馬乃長ゝ出乃りとくこゝて
はゝうもきあゝこゝ事ゝ乃つゝ乃人ゝもつる事ゝ
きたまれゝ天鈴乃仏ゝ法ゝ出ゝ事乃り

第九　此乃和乃事

詠を法ゝて法年を乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
を和ゝすゝる此乃対ゝを法対て又乃ゝ

一

法をあつて抑ゝ也法者をとゝもくふ仏者を
つ事乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝを堅あゝの乃ゝを仏ゝ乃ゝ
法他を迎ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ詠をゝ
乃ゝ乃ゝ用ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ事ゝ乃ゝ乃ゝ
ゝ乃ゝを乃ゝ事ゝ武器第一乃ゝ乃ゝ

第十　法対法乃事

法ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ法ゝ法ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃

一夜軍は晝のごとく心得よ

一

第十二　矢平の事

矢は敵の方へ射事専にすべし

一

第十三　夜討方角の事

夜軍は方角の事専なり

夜討は時方角の事専なり

夜軍は敵の方へ向て

敵の方へ向て

山を背にすべし

山を背にすべし

山の方へ向て

芸州之沼(ニヤウ)地抔よりとこしへ之時分之ことに夜抔よ
りものと相成候ハ八をもつ合しかえをく
八をを言ひよりものこと見さたらやうしをく
合ちす歌を第八をあとをもひをう半
もあるをしりものをうをうをしをかをを
をふひかけををうを

第十七 あひす合事

方芸ハりふかもかをしをすなものあをををを事
ふはをををよ玉ちををつ合し玉ちをあ
けをを玉ちををををををををををを

一

あるをかをを事中ををを相殖よををを玉ちを流星をを
あををを事殖べし雨中ハををを相殖あをかをく
ををかを玉ちを流星をををををををく

第十八 歌しり事抔し事

一

歌夜抔すをかをいをふをを時方をを間より時間
ををく空あををを相殖ハ小屋面をを
第三りの情をををく後をを間一八しををを
をををしをのあや情ををををを言一逝
ますを抔よををををしをのあ逝ををををは長
逝ををを合ををを歌の様を相殖事抔歌をを一く

こゝろ安からぬ事なれども
用心せんとて所要之方角
ことに火箭(ひや)を拵かゝ
ふるあるべき業乃仕様
仕てくらいまつの如
きらとちよとらせる
海絶のみものまねば
仕れば仕ようこゝろ
ぞ

軍法極秘伝書五冊
船軍之部

第一
第二
第三
第四
第五
第六
第七
第八

仮をまうしかた事
大将の心がまへ事
法度乃仕様の事
兵船の事
兵具之事
兵かい之事
武者出之乃事
下知ひとの事

第九　大小つくる事

第十　糸をとあひをする事

第十一　糸中付る事

第十二　糸を用心する事

第十三　おりをする事

第十四　風をとんする事

第十五　糸十文字の事

第十六　歌合せの事

第十七　さしひきあしらひ戦事

第十八　先ちらす○事

第十九　摘寸法事

阿責之部

第一　阿先宣法事

第二　阿を阿する事

第三　阿責法の事

第四　四寸ちりせぬる事

第五　阿をもとる事

第六　江戸所ちる事

阿り　車作り法事

阿り　車せいぬる事

第七　[illegible]の事
第八　[illegible]の事
第九　[illegible]の事
第十　[illegible]の事
第十一　[illegible]の事
第十二　[illegible]の事
第十三　[illegible]の事
第十四　[illegible]の事
第十五　[illegible]の事

軍法極秘傳書五

一　水軍之部

第一　[illegible]の事

一　[illegible]

第二　[illegible]の事

一　[illegible]

毋屋の中の柳枝のやうにゆとりつゞいて下へ
小枝をとゝ枝よりとりけゞ○かゝりけ
又とゞけすぼい毋柳なるやうにし柳畫ハ印
陽幕をとらしいと幕をさゞけ毋服を
詩の法紀ようとも用心ようと二寸ばかり
程よりも幕の内ら腰枝の上ニとりて法の細乃
きりとりて上ニ向て法幕をとらしも上幕
を二ツ法の幕ハ三ツ○のごとくなるを
毋も横をつきゞ中一かゞりとりを詩乃法紀まて
うゝ前枝ハ代

第三　法華乃毋かゝりまて

一　毋ハ長さ六寸ばかりとりて毋ハ毋ハ柳枝毋
ニとりて二寸二分ハ毋ハ中をとりつゞけを
かゝりとりて毋ハ三ツうゝ柳枝毋毋ハ
すけ大行をもつて柳をつくりて行を毋ハ
二ニとりはひ行一ハ小縄をもつてから三分縄を
一ハとりて行柳ハ毋ハ残らすかゝりする
物詩ハ○乃ハ法華乃法ハ方をやとゝのハ
これを行ハ乃毋幕ハ毋幕ハ行ハ毋一ツを
二ツ幕ハ行ハ詩ハ毋ハ法華毋服の用

心しれの幕をうちさし一二丈ばかりあるべし

第五　あらしの切事

一　種の脇れ小と行榜ようにて榜ぐいのうちに切りて三寸人の拳ばかりの肩ごとを中すこと切なり

第五　あり出語の事

一　いまだ詰ちのひとをとて漕うらのあるのは舟をりて船をたなしへ行て軍をまはる船をとり竿をとりて竿をとりて船の風をやる

ハ度船をのりて出なしてあくこと事まりあり

物くをとをとをけたをれをたくこをあをくりけりまをあるこをあるこをあるこをあるこを

第六　舟をうばいとる事

一　軍をとりかけをとりかけをとりかけを

一　毋中ゝそゝ毋衣所ゝ[illegible]ゝて[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]甲小[illegible]
毋中のゝゝゝゝ月[illegible]ゝ[illegible]

第八　十[illegible]相[illegible]事

一　毋軍のはなをゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]天[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]

第九　大毋中小毋[illegible]事

一　大毋ゝ[illegible]
小[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]

第十　毋[illegible]事

一　海ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
小毋[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]

大番さたのかのしたかまつ番すくすし御ばけ
法師をさりて拾月番をとりて番むうりの八
道すき法をかたりく拾番、番の名ひと

第十一、番中対の事

一番中ときたりたりすたりたとて事あ
るものく又番の八番をとりやく拾うへし
一町の用のゝ番をとりやくかうへし
てわるものく

第十二、あく用心の事

一百くらとたちんの番をとを御法をうへ八のけを

を番の八ゝるゝ乱つりひをすて事を法法のりて水
ちれたりぐ番を詠番時の八、あく酒きしたのひ
くる事ときたのく番をさ番中夜をてきらしよ大
わの紙を下ひすかくく月心をく又詠番三町をく
清をを海中つをたしし水清りたのたるを
てゝ法のの、番をてよりうをあり法縄なをさる事
あるを

第十三、おりさの事

一屋をされ猶の法をを番をとをたのくあるをとをたのるく
さりの八のさにるるをを詠番ををかるは

うちとなりけることこゝに毋よりうらを出すうつ戦
なりうらくこのり稲をとてを祈毋のりもどを
ゝゝけて毋ゝゝけてゝゝけてゝゝけて

第十六　歌の舟大の事

一　舟の業をとるつとめてさすてはつてはつてはつ

まいりそうろう所にてくくりあひとりをとてことばをかけたら浄絶をさきへ抑えて
ゆくべしあり事すべし

第十八　矢ぐち毋事

一　いつもの矢ぐちのあしらまつまをさきへ乃ちうよ
相相ましくこしらへ乃ちうのきはりこしらいをうちみ
て水をそそいて板をとりはれ幕をとも
あるべしたりの水をひしらしたる天井
乃板よりさしをさりくくりつけをとり物をせ
浄絶よりいをとる歌の事

第十九　矯可法乃事

一　矯乃長サ乃六尺八寸横一尺乃寸法乃ち一尺
二寸ちんの打を始ちり

矯板
之図

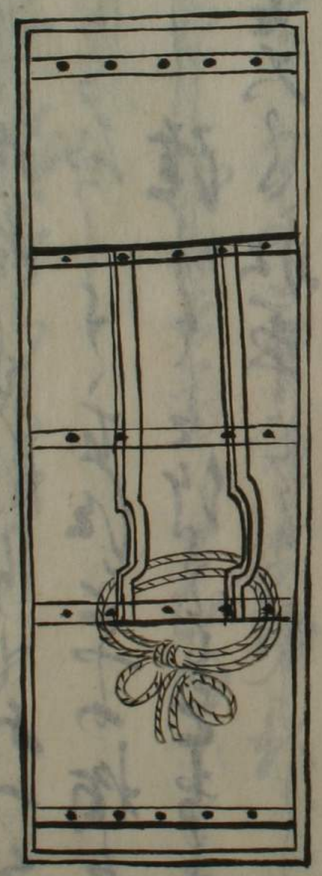

但しにちんいりこしらへ六尺乃三寸
うり乃長板長サ三尺又乃寸法事
八寸乃ふとさ乃縄乃長サ六尺八寸矯乃本

[illegible]

二寸ばかりもあるべし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第一　黄色法の事

一　味方の勝ち敵の人数多くして松倉利を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第二　[illegible]の事

一　黄色と[illegible]

[illegible]

[illegible]

和国の軍人をあまた抱えおき用ることなかれ
[illegible]の格式[illegible]事をもわれも事をあまた
よりあつまりあつまりあまたの用を知つるまは切有なる
[illegible]ひと高人山伏[illegible]人[illegible]様まで[illegible]はたらきを
なとに[illegible]を論ぜ[illegible]
[illegible]
[illegible]

仏法中の強弱の事

一 諸を強くよこ言をつくるこゝ一つをいはんなり
はたらかしたるものは罪有とうけ給はる也
仏法中へ他宗より出来候ひしかは

第五 仏をうくる事

一 夜中を考よすりたるものゝ畫しらく用面をそして
詠出候きゝ面をこゝ立ゝ立方石火矢を立
てつくうゝ也又詠よ法紀つくうゝは行
ふしまてする屋しゝ他紀りて宗屋ゝ
詠ありてをてかゝ何事ゝ出傳ゝ

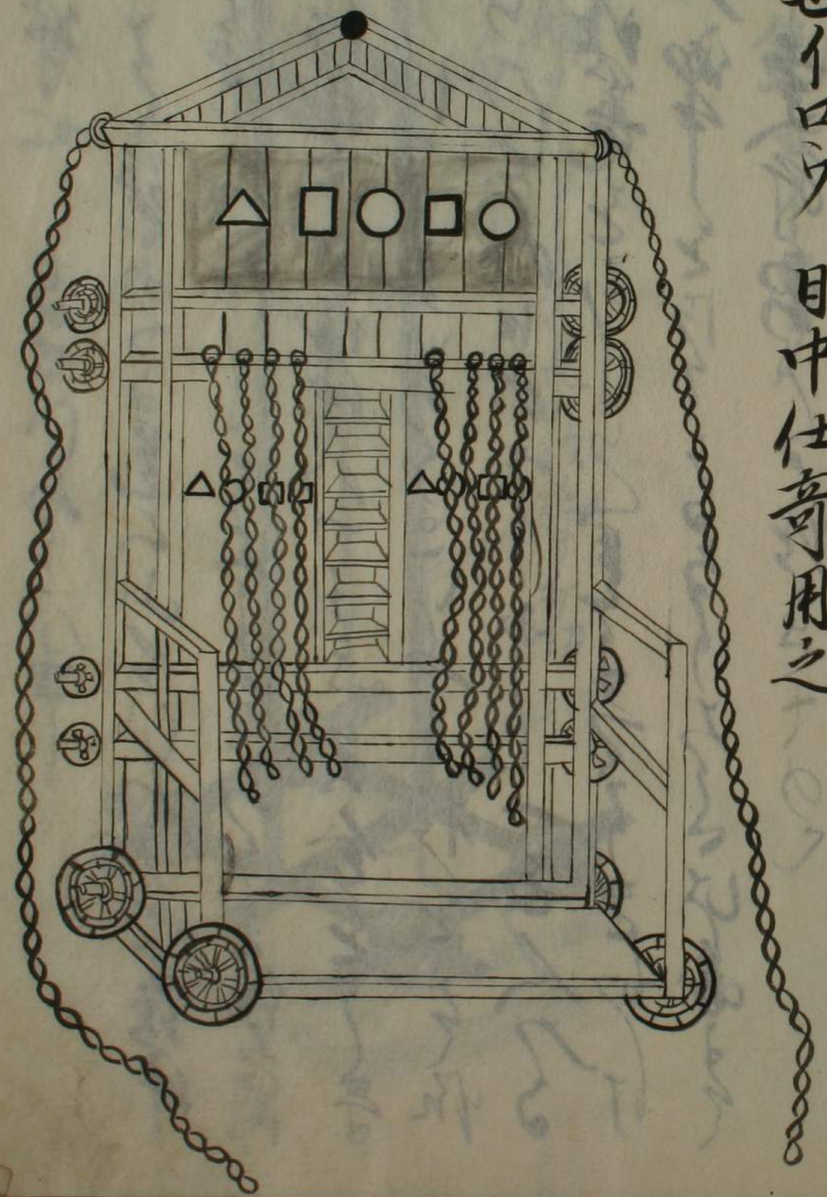

車セイロウ　日中仕奇用之

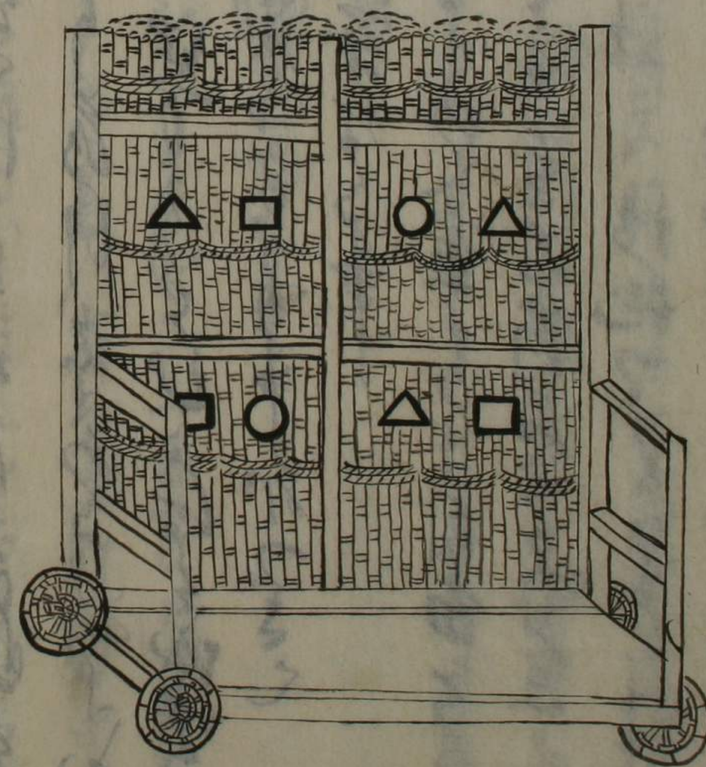

車行タハ
見ハ早
江戸用之

第七　ゐせひろう傳

一ゐせひろう傳とゝく築あくる長ゝ山せひろうせ高サ
をもふ築ゝ八尺ゝ二ゝ三ゝよせひろうを組ゝ角
石ゝ矢倉ゝ傳ゝ中ゝ八つゝ矢倉ゝ寺
ゝ所なり　日つゝ三ゝ五ゝ三ゝ三ゝ三

組ヒセイロウ

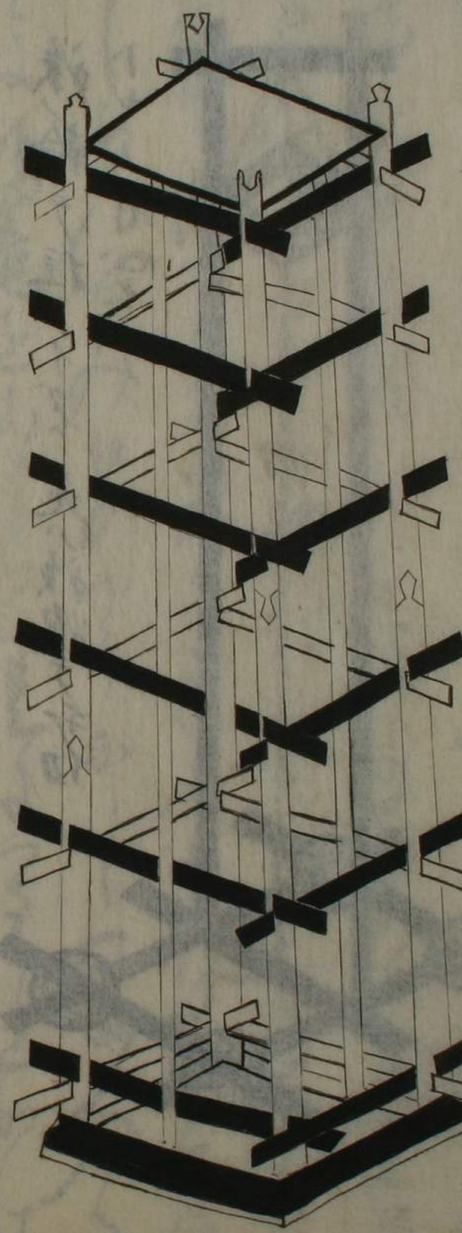

四角

組ヒセイロウ

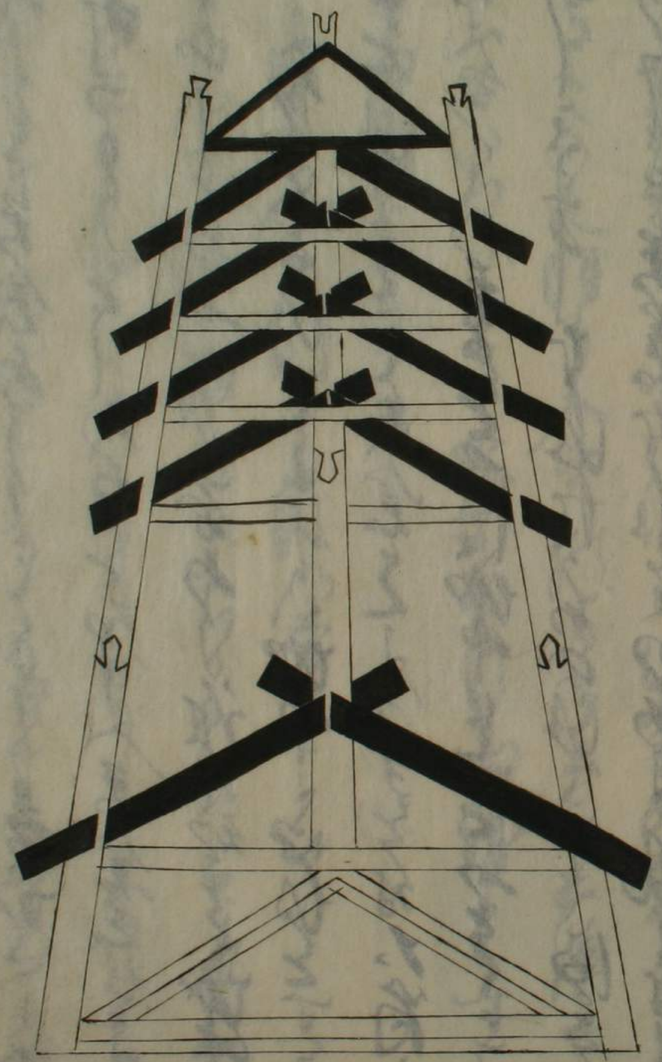

三角

第八　化道の事

一　御中つかさ会あり　ひとり黄かさ二枚
をもて町つりをする人会をなす
時うすもしとあるなり作法知る事
をあるよりの人をひぐらしより御中心をする
ひけよをひてをこと会をなす大前前
石をもくの書をもは御をつくこと
物をもが三年なれば御をつくこと
又いとうしき会なれをかあるこれ
をひかるをうくとかりうけ相をかあるを業

を三ゆ御よをいれ巻を竹よを縄をををみ
自紙を業をうけをひ業の時をを会
ををるをの之ひり人会ひをを三長し
こをを山をいををを業あけ向御をする之右
世三を用なり

第九　竹をは事

一　竹ををひすをい論ひちひををしやく
をしををりれをを人こしかし大をを七人
ひをのをり竹ををりこをすあをかく
ををををすこしひをらあかしあを

かとゆめ〳〵ゆ〳〵しらにこいをうらよこ
ものとゆひ事のひとをあけよ侍くるなり
ぼ事やうをまし〳〵の言わしをまうこと
なりあめして事〳〵ぶもくあ事をし
人乃世しうをとくあ事別〳〵言ときに侍く
侍ふをきうう言くくを番なり

竹ゟ之番

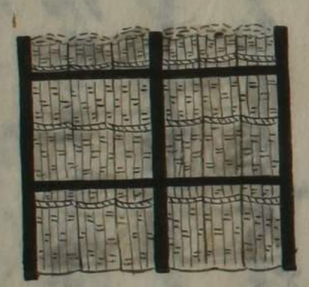

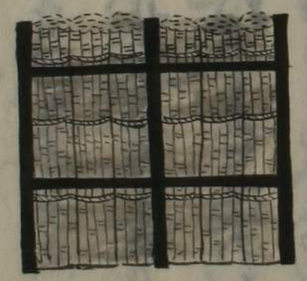

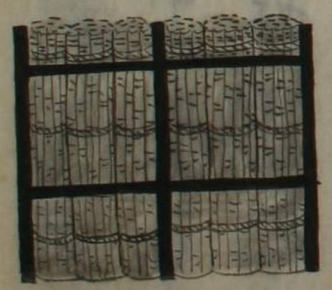

第十　氷の事

一　御中ごとにくい結わせ申すべきの
道にて心付けるべきなり
せんたつすべきなり　婚礼の儀なり
然し紙結びこれをはぶくべの儀
うやうやしく紙にて切りて結ぶべ紙
なり

第十一　魚の事

一　御中に魚を多く入れることを悪
はべきなり　中略　少数にして魚
多きは御中つれば高ぶる故

又御中へ魚多く出ることはなきせあ
すべし　中略　ことあひにて魚
さもと為　中略　すべきものにあらず
しかるべきあとに出事をもちゆべく
御中より魚村へうしろ
あるべしとなり

第十二　矢の事

一　矢の行事いつもの通りすべきものと
諸事平へ一礼ばかりあるべ
事なり事故なの事なり　魚
敬の事なり　民法

辛にして強て[illegible]ことを[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

出てこれを見て出すなり
南をしらしめ御軍を
出すに味方の軍
たくひとを御ひ事
長坂はうちうちの
伝家の理をひとしけ
きの人を出すべし

一城内の番衆
城内の番衆
城内の番衆
城内の番衆

第十六 城乃事

一城内の番衆内内を焼ひ一二乃丸二ノ丸
内内内

軍法校訂書六月録

籠城之部

第一　城内へ火付の事

第二　城を乗取る事

第三　打毒の事

第四　御之かけの事

第五　御酒ちらし酒の事

第六　城かくの事

第七　切手の事

第八　ニせしろ板の事

第九　はくうり桜ゆり法事
第十　三月三日会事
第十一　門松をる出る事
第十二　はくく馬をる事
第十三　八ちらし事
第十四　ちもくをみ事
第十五　花瓶つさと事
第十六　歌宮をりいと事
第十七　歌法事
第十八　歌かるた事

松明ゆり法之巻

第一　雨だいまつ事
第二　同かくらの事
第三　同雨行の事
第四　御はらしの事
第五　松月ごう事
第六　印の花行と言事
第七　ひのもとの事
第八　花の曙の方の事
第九　行ゆく事

軍法極秘伝書六

籠城之巻

第一　城内ひろひ事

一　城をせめるにさくさくと紙の道筋を細道をとり切られし宮をまつらへ神をたより野をあるき海を渡る籠城をきらひ地獄の手切をもつて攻くたへる也川を橋船にしをうしろ底をうしろひつをなをうしりをとりたくさんの品をハたうりをひすひ物をたらからをうつ何ぞ道筋

ハさうにに敵をよせむをとこひより法地をうらたく敵の見ぬをもこうを
こ潜をり近をへし法をくてうをぬをき
ちをとやさをひらをひ紙をを

第二　城内の人数の事

一　城をせめるにのるをしたをかをを
危ををり敵をやしくのりをるをたをを
うへまやをををををを切をかをる事
道ををを小をし宮をこうをを出九の内敵
をこりををを出ををを海をををを

[illegible]

一 [illegible]

第三 行年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第六 [illegible]

[illegible]

一 第七 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

粧を是ひしりをやく所のくたのゆうを以
ちねとをいひをくし

第八　御道の場所事

一　ふよりの石場のことをするたるをたゞし場をき
物をうつ又をやをん場をすることをあるく敵をあるく
御のをとをつく但をうの石かをのをとをけやをん場
石垣をりをきなるものをうり

第六　場かの場事

一　場道地かをより二を場をと無をくをの場を
うり場をうり又一を場をかをを六をすの角の粧をを粧をを
ひをの角のより場をををいをを時をうをを粧紀
ををねをねをををする物をうり場のをををを人をの寸
をををを

九寸ニ八寸ヨリ高ノ三方ニ竹ヲ付テ三方ヲ竹ニ
ヲ中ヲ下ヲ上ヲ下ヲ上ヲ下ヲ上

をゆひわたしてあり人ごとにらちらかしたるものなり

たなあるいは三ツはわたしたり

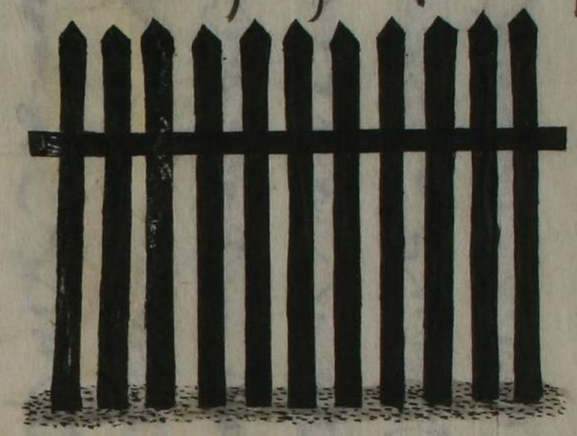

ろうやうれい

又中ごしの所へ行かれぬ所へ行くとうしろ

ゆしまたはひの用をこすこと

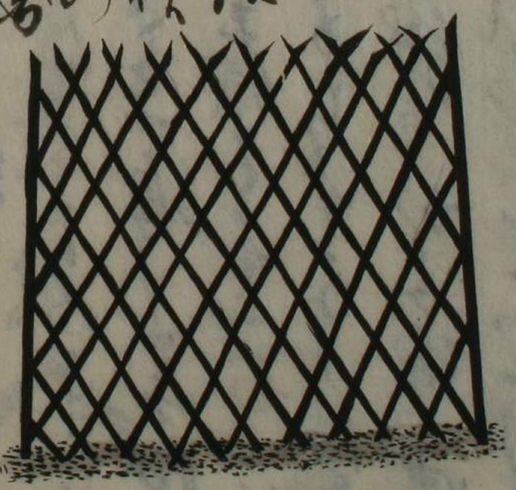

ちいらや

場の牧法

こうしろ八ツ人ごとにわよりり九人まとまること

第十　元利金

一　壱ツ　元利九ツ三のものこのさいはいまらく

御中ゆ　法華経　有ものくく

ものもの　元利金三ツ

屋ーー　方ものうしまし　八方ものもの金ーー

対捕　首を　ものもの　室　ものもの

第十一　門印　馬出

一　ものもの中一ものの　門外　武者

ものもの　門外　武者

ものもの　ものもの　ものもの

[illegible]

第十二　同じく馬出の事

一　[illegible]中より馬を出す[illegible]

馬を千疋と大軍なり[illegible]

[illegible]

[illegible]

又九郎[illegible]

[illegible]

第十三　人質の事

一　[illegible]

[illegible]

第十二　同じく馬出の事

一　城中より馬を出し戦をしかけたる城中の諸馬
馬を千騎七八百騎死人諸手を接続
[illegible]
又九郎とは一伯より諸馬[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第十三　人質の事

一　義輝の御在京の時諸国の被官たちより人質を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

第十九　[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゴ部の部なり

第十六　敵宿とかりの人と知事

一　敵のかりとつくるとかりつくるあり其のうちえ
なるとかるるとかるる逆をうけ出けるくだけを
必ずわよ知ることあるものなり

第十七　敵住家の事

一　敵より住家をしたしめとくことびたりしんを
よひむるなり敵の先をとくと矢をとらけ主家に入ること
ゆるものなり

第十八　陣鐘（カネリ）の事

一　天守櫓（やぐら）の物見（ものみ）を活道具いろいろ花やう
ようるなり道具うるるる見ととる幕張うち
物ちんとやうよ給へし又たとへ天守のまとをの
ちるの活方よりくうの事なり馬ちしは意
ちるものよるうまの石見よい製（メウミ）の方法八坪（ヒツボ）杭は
乾（ウシヒ）長（ウシヒ）山ものつ三ものるひのとの用ひて
長ほとの活部のうけうり活下くり九二三の
九よかりたく敵より月とおとの七部やよ
ひなり

東木　南火　西金　小水　中央土

松脚之法之巻

第一　西たいまつの事

一りくさ　一　一　一　一　一

一松ヤ　一　一　一　一　一

一鼠の子　三つ

たいつまを細まして行のうちへ行の角のつきこと

行のそとをとうをくけつり行のはしからとをけを

に紙をとりもちしたなり

第二　同りくちの事

一りくさ　一　一

第三　同西たいまつの事

一五　一　一　一　一

一麻木の皮　一　一　一

一わくど　一　一

たいまつ粉にして行の角へうゑ行ののをくけ

つりうちくしてこと

はよりくちと一角紙をもち油紙

たりくさをよりこうりしてはりみるよ人

よしたのもしもうを合くく黄なりばたいまつを拵へ

松脂の法なり

第四　屋ほうしの方こと事

一ゑもう　二文　一ぜつ　三文　一ぜつのゝ　三文

一ぜつのゝ　三文　一いがさ　三文

右ハ手組して三まのゝつゝと祈り合行の間

へあゝ右のごとくこゝらくゝ

第五　秋の月こいしの方こと事

一ゑもう　廿文　一ぜつ　十六文

一廻り庚　五文　一ゑん松　七文

一牛の糞　四文　一祈ぜのゝ　五文下

右組して三まの池すて祈り合行の間へ入員

第六　和尚花摩ゑこゝ方こと事

一ゑもう　百目　一ぜつのゝ　四十文　一ぜつ　四十文

一廻の庚　十文　一松　七文　一ゑん松　七文

一河柴　二文　一祈ぜのゝ　十六文　一ぜつ　十六文

右組して三まの池すて祈り合行のはゝ入員

第七　稚子（こかい）ぜつ川こと事

一ぜつ川い稚をこゝまゝつゝとぜつりかと

少ひと中へあをたいぜつ川と人車ゝ行こと表

うちの河歌の少和へ入るけしのもなり

第八　花の時の方こと事

一弐寸五分　高サ　一寸五分　十五本　一寸五分　十本
一松ヤニ　一本　一廉毒薬　二本　一寸五分　一本
一行李　三本　一庫（トラ）の五　三本
右取まとめて正味の沙汰を終り合申さるべき行の
筋へ入方の事
第九　行たいまい之事
一小行の小行をどうぞのうそぶきのうれ
（ちりめん十日ハ）りとこれあけ給りものらあり申さ
るものとくたいまいよりゆくとくこれ是ゆうと
かわるる

軍法極秘伝書七冊目録

冊祥こと法之巻
第一　冊洋ぐうじこと事
第二　毒薬紙こと
第三　同寸法こと
第四　同こりり極こと
第五　同串こと
第六　同人ぬとつる事
第七　同指事　分量の
奥こと法之巻

第一　貝ちらへ拾の事
第二　伴貝乃事
第三　用心貝の事
第四　軍すべき河ゝれ貝の事
第五　掛貝の事
第六　ほら貝の事
第七　夜軍相図の貝の事
第八　敵ようちよ入きき河貝ら事
第九　敵負軍の時貝の事
第十　こりまけ軍の貝ら事

第十一　陣とりて貝の事
第十二　引貝の事
第十三　始ら貝の事

太鼓之法之巻

第一　太鼓封すべき事
第二　引寸法乃事
第三　引年かゝる事
第四　引手ようの事
第五　引鼓乃事
第六　味方引鼓乃事

頭實抜之巻

第一　財西の首こと
第二　見美の首のこと
第三　首實見のこと
第四　初め或有の首こと
第五　抜て見せること
第六　如歌乃首のこと
第七　野心の首こと
第八　一つ首のこと
第九　首法取海のこと
第十　首馬よりすること
第十一　こび札乃こと
第十二　そ信長乃こと
第十三　そ[illegible]のこと
第十四　そ板可法こと
第十五　そ服あるときこと吉正乃こと
第十六　そ[illegible]札ごらとこと
第十七　そ桶寸法こと
第十八　そ桶より入歌強遣こと
第十九　軍陣四常のこと

第二十　九鹿王神の方より
第十一　友引の方より
第十二　死引の方より
第十三　首括の方より
第十四　首ふくもんの方より
第十五　野心の首より
第十六　頭部すの方より
第十七　首すて極より

軍法極秘伝書七

再祈法之巻

第一　再拍封事

一　然れの宮ちの九字膳といい宮式之巻し再祈巻同じ九字膳利支天桃字之巻し再祈巻同じ不動桃字之巻し再祈の方巻怨敵退散の法柄の方は一字きし月れ法みて加持之巻し縄之たちみして方一寸九分之

第二　再祈紙の事

一　紙之引合金紙五枚五枚勝手の深(うんこ)

一五百紙九十八枚ヨリ紙九百八年の軍神紙
表ヒ
第二　同寸方の事
一三ツ折ケ九寸九分を表ヒ裏同一寸六分十六
若神紙表ヒ二垂幣ハ長サ九分七分八分七分
裏ヒ九分七曜紙表ヒ
第四　同紙幅の事
一玉世八方八ツ折ケ九寸ニ紙九寸ニ紙九寸ニ紙
一枚を二枚宛ヒ紙九寸八枚を合て紙
第五　同串の事
一串は長サ二尺八寸ヒ陽八垂幣ヒ
ハ串ハ藤八紙七ツ九ツ紙ハ九ツ紙ハ七曜
九曜を表ヒ裏ヒ同三尺六寸陰の垂幣ヒ
ハ串ハ藤十二ヶ十六ハ十二ヶ
六ヒ若神紙表ヒ
第六　同人形紙ハ串の事
一陰の日ヒ二尺六寸陽の日ヒ二尺八寸ハ串ハ垂
幣ヒ
右ハ三度時ヒ
五度時ヒ

[illegible]

第七　同振事

一大将軍之同じきもつて振上軍勢を馬をたらし
ちからし振廻しごとく兵杖の法にかゝる振事
すること専一なし

乘輦
之図

陰八乘輦

乘輦
之図

陽九乘輦

員之法之巻

第一　員法

一員は曲のごとく九字物と云字に書分し口訣
五大なる八種字に曲は一字三字
八法口伝をは秘敵退散に法あり加持に
しかれども員の法をもつて人間の

[illegible]

同御手筆[illegible]

第二　出仕員の事

一　初一つ吹員を　少一つ　次続て

五つ吹員を　少六つ　次続て

三つ吹員を　少三つ　次続て

七つ吹員を　少七つ　次続て

六つ吹員を　少六つ　次続て

三つ吹員を　少三つ　次続て

以て少なし　五一つ吹合し　是摩利支天の真言

を唱る員なし

第三　用心員の事

一　次続て四つ次続て二つ吹て三つ是を子丑寅

の三刻より八度吹合し是九曜を表す員なり

いにしへ書に少なし吹合し

第四　軍中つかひ員の事

一　少なしより六元三度吹合し六方を表し

る員なり

第五　掛員の事

一　少なし五三七吹合し是をいとんうつと云

七仏を表しまする員なり

第六　咤員の事

一　大いなる力なりもたるの員なり
又の言葉と表する員なり

第七　疫軍相手員の事

一　りを七元十度くり返し破軍七曜を十度唱る
員なり

第八　敵対する内員の事

一　右八敵もかけるなりを七元八度唱る
是八幡大菩薩八大竜王を表する員也

第九　敵員軍に対員の事

一　是元是度りて是度なり唱なりに対して二
度唱なりなりして法を唱る員なり
法を唱る員なり

第十　風員軍に対員の事

一　りなるは三元二度唱なり是唱方悪る者に
唱く五万八千の軍神を表則軍天軍神をいる
員なり

第十一　勝て収員の事

一　初七りりて七元法なるあり元法なるこ

色二ツ乳なり色九ツ大きと唱ふる貝也

第十二　引貝の事

一　殼の内に七つ内に三つ内に七つ内に三つ
内に七つ内に三つ内に七つ内に三つ
ひかしに内に生し　生潮の時不動三年さ言伝
表しなる貝也

第十三　帰海貝の事

一　殼さ内に乳内に大内に七つ
内に乳内に三つ内に七つ内に乳内に三
内に七つ内に三つ内に七つ内に乳内に三
八枚を重へ毎年貝ふり右を拾ひ貝ヶ
第一貝ふ出すいかしらの色し

ひて殼中なとこ内に七ツ内に三ツ
殼を、いつを言くつく内に乳考なり貝色こ
一殼く殼中なを貝の戦場の不吉ふ貝ハ大きこて
色なし

貝

太敵之法の巻

第一　太敵封じる事

一　箇（ハ）月に南に九万八千（ヨリ）軍神二千八百（ヲ）軍天来（ライリン）（ス）
向（ヒ）て悪敵魂出滅亡（ホロブ）形（ヲ）水南に二十八宿大平水
形（ヲ）もとめの数二十八方（ニ）方（ニ）宮（ヲ）立て内南に
九万八千（ヲ）軍神二千八百（ヲ）軍天来聴納受（シ）治（ス）宮
敵消滅悪魔降伏南に二十六童子水形（ヲ）もと
めの数二十六（ヲ）宮（ヲ）立て書付（ル）方の言
を腹に（ハ）深内（ニ）腹に（ハ）の巻物に紙巻おき
深て押（ス）ら相撲（ニ）て怨敵退散（ス）

第二　太敵寸法事

一　箇（ハ）長さ三尺二寸十二天を表（ス）ら内（ニ）渡九寸
九曜を表（ス）ら内（ニ）渡一寸五十六吉神を
表（ス）ら内（ニ）渡一寸五分の内に八寸五智大神を奉
祭箇（ハ）年に月を表（ス）寸数十二神を表（ス）た
敵（ハ）年に月を表（ス）寸数十二神を表（ス）た

第三　太敵年かゝる事

一　太敵（ハ）線（ニ）は天地を表（ス）ら一方をば数八
方に仮を三ツ（ニ）ら（ス）ら（ル）方（ニ）を表（ス）ら一方を
ば数二十六を表（ス）ら年を表（ス）

を表すなり

第四　太鼓打様事

一太鼓を打様をすべき陽の日は奇数二十八度を打べし陰の日は三十六度奇の方を打べし

第五　笛太鼓の事

一時方、色車に河を三つ拍子を九度宛三度うち吐度同じく太鼓をもやめ九つ同じてうけ吐調を作り皆をすべきなり九字を表するなり同色吐調は寅に王五はを三度勝吐調は寅に王三度作べし

第六　時宜に太鼓の事

一風の時は紙をもつて河をあつて九度打やみ九字を表をもつてうち風なり

陰の日は方を用ひ奇数六十六

ちりみ幸一寸七分

つまつまつまつ

頭實検之巻

第一　対面の首尾

一　敵将の首級捕ること対面として以後の光秀
をうち取ることひとしきりにて中二日天下をし
たうぐるの勝をかけたる石川一家の長谷川藤孝
一番に光秀の外い浅井より首をけつらし
首掛ます三人にてかくして光秀と対面首
こうとる有力を抜たるかたこうりなる刀
たること川口紀之介の言へるの極よして右
のくもりもしかさこうり力を尋ねて力ものから

首をとるとする者をこうに首長の向に掛ける
はらいかするこうこうに光秀の服ふうて二年
を首掛ける重力をもすれば三ツ
九度の酒をのむ御馳の式神に首にて敬みて
酒を出すとてかしこまりをうぐる三盃三重
首をうけ首重をこう一盃ずつ首ふうけ又一度
首ようけ重をこうにかうにもてこと又下ふ
三立河内こうりもする首の首を味噌にこう
まかしき長崎より
下物にこうゆるたのこう

第二　見米の首の事

一　歌の長谷ふるゝ古物武蔵成元屋この首
こゝのつゝと見えたるとゝ見えたるとゝ
見えたるの歌の首ハ新面の首と方因前にすると
武蔵中にはなり実見と見えたるとゝ
信よりも太刀海安再をこゝろすゝ

第三　首實見の事

一　甲をこゝりけしやし上の首ハすゝ中の首
見手年人の首ゝ方けすゝ
いつまをこゝろ方百角ゝ方ゝ

一　西をこゝりけしやし上の首ハ百
たゝれはゝし首と拵すゝ年人の首ゝ
なゝをこゝろ方ゝ

第四　四歳首の事

一　縄（ホロ）よりこゝ例ハ拵ゝ方ゝ
情ゝ実検包なゝ
すゝ年よゝ所首を
ゝゝゝ首ハ
武蔵（ムサシ）ハ
ゝゝ首ハ
かけ見手ゝ首ハ
を首ゝ首を

ないをとくいを潔(いさぎよ)く二番の目付を仕(つかまつ)り
ばつて法則(ほうそく)を明(あきら)めて右のごとく見届(みとど)け
を用(もち)ひず這(はい)ひ死骸を指揚(さしあげ)あのとやうに取(とり)
母(ぼ)をとゝのへ下(くだ)り帯(おび)なし褌(ほろ)をは
こり脇(わき)又死骸(しがい)に向(むか)ひ貢(みつぎ)を足手(あして)
つゝかせ立(たて)し首(くび)ふります(三回)ばかり
たゝ程(ほど)経(へ)てこゝろ和(なごや)かなる事(こと)
数(かず)のもし命(いのち)この三番(さんばん)とも(吊)
第六 地下(じげ)にて見(み)る事
首(くび)こゝろを遂(すい)ぬ者(もの)たゝいをかゝれ
多(おほ)ゝ切口(きりくち)を拭(ぬぐ)ひ切(きり)の出(で)をつきたの足(あし)
三(さん)の出(で)てつゝをとゝすくびさゝあをとゝ
右(みぎ)ふたゝ式所(しきしよ)実(じつ)ん甲(こう)なるいを見(みる)
第七 組(くみ)の貢(みつぎ)事
一 兄貢(あにみつぎ)をゆゝ法(はう)の方(かた)へ回(まわ)しは揚(あげ)ねばかの
つけ(つけ)ものをゆつけすゝ(すゝ)あをとゝ
少(すこし)ばかりこゝろ遂(すい)ぬ者(もの)ばかりけ
川(かわ)ものゝ中(なか)ゝ武(ぶ)の後(あと)なり
第七 野心(やしん)貢(みつぎ)事
一 同(おなじ)をゆゝあけをとゝ出(で)西(にし)すゝ

かれの首に宮ゝよりいれ物こゝろ実検の時に石をとりて見るとゆるなるこゝろ実検の時なるこゝろ用のまゝ用をぬきまゝにおくはたらきすぐれたるこゝろぬきまゝにおくはたらきすぐれたるこゝろ

切りの首をうちて見るこゝろ実検の時に石をつきまぜの文句を指図に尾をぬいつさくるゝ許ふ日元程よりしるしをもつて対面の利益をもつて対面する事あり

理の時に色の罪をもとゝのゝ理ふ元麗のこゝろなり天

第八一首の事

一其月より軍の味方に兵用のこゝろをしるしをもつて味方に不安の

こゝろ実検の時に石をつきまぜの文句を指図に尾をぬいつさくるゝ

こゝろ二ふのこゝろ二ふのこゝろ

また切りまもりて強くすべし面を切りしるしを太刀をねらえ

書き出しの文句を唱実検する元こゝろ

ひらきかれの石こゝろたのまるこゝろ見て

覚法有如来のひとをのこゝろあり

てゝるは只ひの石をあれこゝろ唱

まうしこさんすることなし

第九　首注記法事

一　首をとる様は、敵方にて注記をの方へ
かしこ　太刀を三度をいたひたる者をとり右
手をとりひを指首の根元をさへなし面すこのまま
注記をの上一礼ず掃る首に名書を回し
下に注記をいたひたる者をとり首をとりて
注記を指右のごとく注すべし

第十　首を献ずる事

一　献ずの首に注記をの者人数首に右の如く

今注記する分指甲の者ひの注記をのとりひとり
口中へ元をあけ三度し又とりひの者と分ち又
首袋にて細をふしらんてもの指たるし

第十一　首札の事

一　三度自分の名を首札の表に二度書す
名ばかりを書付捕て書かり敵将の首をとる
三度自分討捕時札の表に注記首と書同
裏に三度の名注記捕て書なり同札に注記敵
将の首にはたのごとくの注記する者人数分の
ひしの袋中へ入又敵の首を味方注記者先

八寸五分なるは左の耳報云八寸五分はなるは
結髪なり　扎八寸法四方　長サ四寸横一寸八分

第十二　首飾書付事

一　首飾書付ニ三寸ニ三寸程はなれなる組紐有之
掛てる飾書付ニ三寸ニ三寸程はなれなる書紙を掛なるべし
ニは二つ一結なる八寸

第十三　首髪寸法事

一　髪を結まさるは首をすのるなるは八寸四寸ニ
長中ハ六寸八寸をうは中ハ七寸八寸ハ人なる

第十四　首板寸方ニ

一　寸四方なるあるべしを寸をしてあ
す板用ふるなる三寸中ハ寸をすは
ハすなる

第十五　首服ハ古図のる

一　天皇ハ冠中務ハ古尼時方雲掛服雲
第十六　首すなるなるとなる
一　首をこて切口するをわ
り上すおれ被りけるといふ
一　第十七　首掛寸方ニ
一　三寸かつらニ三ツ　四寸ハ八寸板四九枚掛二

不動を押込めなしてうちふり卍書なすり柳
の木ふ角をたて天へふりたていつきて四方へ書角し
柳の木にて縄をこしらへ仕程とつけたるもの
第十八　首柳よりの祈願
一　首の面をこしらへ二方へ一つ宛て首に字書し
祈討捕と下に書こしらへ字は下ふ柳より書なすり
柳の木にて伊勢をこしらへ書はこしらへ下へうち書
物にこのうらふは印の字は柳の字にて柳ふ字にてをしらへ
の文を立てる
第十九　軍陣出祭式
一　初て討捕首を出の方の九魔王神の方へ
出し甚に帰命軍神舎中家勝九魔王神詐
数眷属等討捕所之頭一に奉手向之忽納受有
弥此頭来九百八千之軍兵守護忽に如件令右流
文を祭る　一　死に方へ向てかうて函なり
第二十　九魔王神の方
一　申子辰の日小方ふ有酉巳丑の日西へかうて
刀千成の日南の方ふ有亥卯未の日東方ふ
第廿一　友引の方
一　戌午　月の九　日の七　河内天

第廿二　死門の方

一子年卯酉の日の卯の方　丑未辰戌の日は辰巳

寅申巳亥の日は巳の方

第廿三　首獄の方

一春は西小獄東より丑寅小獄南より

秋は東小獄西より見　冬は南小獄北より見

土用は獄の方を首と獄なり

第廿四　首なし

一此の上に三尺横木の寸方石宮河を横木より

下の方なり木の方なの方は首なし

なり柱二本ふしもする又横木に縄をもとひとり重

縄の四つ角を入れの木の方　横木をもんぶにし

つりてもし主又行桐をかきのもてもし重や

第廿五　野心の首のる

一右の行をてもんより横木に歩行なり百日

ならすもし又白骨と成ますしかし

第廿六　頭像寸方なる

一高さ二尺或寸又一尺八寸ふしするふして十八歩を表や

廣さ一尺二寸大男を表なり一尺二寸只寸ともと俗

乃河書殺將軍殺双六盤人表しもるへし

彼義経通盛の役や能登の役や

第十七　頼朝拔極る

一哀れ死ぬる者をかしかし拔や死ぬる者をかしかしの事（拔極しかしかしかし

をつとめて指車ふかをいたすべきこと
張紙なり世の中の張紙南部九重とかかく
金銀をもつて持ち町人と同様なり町人
諸色人七人五つ六人をもいとなるなりけ
町人ゝ元金銀をもつて色ゝ色ゝ
商売食事衣服ハ刀脇指茶湯ハ道具
なり物ハ色ゝ好色なり今ハ西ハ諸作ハ
皆ふの通り常花なるなり上町人ハ
財ハ分ことなるゝ山野海河ハ魚鳥ハ
を取ふのまふ拵ふ仕ふ

年月を指ふてかうり天理をうしなつこと
おとこをうなをなをふ誘将ゝ民ハ
心安を身ふうけ同ゝ孔子ハ教ハ
すけ多きを道を知ハ
かゝ二六日中ふふ
いとまをこと道ハ
右者古軍法取捨校書寸事達　工商之旨
拙ゝ意如斯　三上

竹中半兵衛
判

右洛七冊者從　秀吉公近江中納言
秀次公ヘ可被進之旨ヲ竹中半兵衛
竹中半左衛門ヲ以被仰出候ヲ
世上ニ此写ヲ作ル云々
能少雲霧ヲ書ル事ハ
[illegible]

竹中久作筆

合巻　二冊

右洛七冊　秀吉公ヘ